

定例記者会見報告事項(平成 18 年 11 月 29 日)

担 当 課	教育総務課
電話番号	4 7 - 1 0 8 5

事業名等	教育相談(いじめ等)ホットラインの設置
------	---------------------

事業の概要

教育相談や昨今の児童・生徒の自殺を未然に防止するため、教育相談(いじめ等)ホットラインを設置し、第 3 者に相談できる体制を設置するもの。

事業の目的

子ども達が学校とは異なる第 3 者機関である教育委員会事務局に相談窓口(電話)を設置し、教育相談の充実、いじめの根絶、自殺の防止などに対応する。

事業計画

- ・ 教育委員会事務局に携帯電話を常時設置し、市役所開庁日に相談対応を行う。
- ・ 時間午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分まで
- ・ 児童、生徒(義務教育を受けている者に限る。)
時間外、祝休日は、留守番電話対応